

まちの中に
自治会が活動している
様子がみえるよ

いくつ見つけられるか
探してみよう!

答えは3ページに
あるよ

宇都宮市 地域で支え合う

地域の和を

未来へつなぐ

自治会条例



自治会はどのような活動をしているの…?

自治会では、地域に密着した様々な活動を行っています。

イベント・親睦活動

- 地域の祭り
- 体育祭
- 親睦旅行の開催など



防犯・防災・交通安全活動

- 防犯パトロール
- 防犯灯の管理
- 防災訓練
- 交通安全運動 など



環境美化活動

- ごみステーションの管理
- 公園などの清掃活動
- 廃品回収活動 など



福祉活動

- 高齢者や障がいのある人を支えるボランティア活動
- 子どもや高齢者などの見守り活動 など



広報活動

- 自治会の広報紙作成
- 市や関係機関からの情報の回覧・配布 など



表紙の答え

表紙の中に自治会の活動は5つあったよ
(①祭り、②体育祭、③防犯パトロール、④防災訓練、⑤公園の草刈り)

自治会の活動によってみんなの

だから…

自治会の重要性をみんなで認識して
持続可能にしていけることが大切です!

暮らしは支えられています。

みんなで自治会を支え、将来によりよいまちを継承していくために、
宇都宮市は条例をつくりました!

自治会は「住みよいまち」のために
みんなで協力して
まちづくりをしている
団体です。



自治会は、「住みよいまち」を実現するために、そこに

住む人々が親睦を図りながら協力して暮らしに身近な
様々な活動に取り組む団体です。

自治会を通して地域内で「顔の見える関係」が作られて
いるほか、防災・防犯などの生活に欠かすことのできな
い活動により安全・安心に生活できる社会が支えられ
ており、自治会の重要性はますます高まっています。



もっと自治会のことを知ってみよう!

もし

自治会がなくなったら
どうなるの…?

例えば…

地域を見守る人がいなくなってしまうかも…!
自治会では防犯灯の設置・管理や防犯パトロール、子どもや高齢者の見守りなどを行っています。日ごろの近所付き合いは空き巣被害の防止など、防犯面での効果もあります。

2

災害が起きた時に困ってしまうかも…!
災害が起きた時、近所同士の助け合いは大変重要です。自治会では、いざというときのために、地域での防災訓練や防災用品の備蓄なども行っています。阪神・淡路大震災では、家族や近隣住民の助けによって多くの命が救われたといわれています。

3

きれいなまちではなくなってしまうかも…!
自治会では、住民で協力しながら公園の草刈り、資源物のリサイクル活動などを行うほか、ごみステーションの整備・管理を通じて、きれいで住みやすいまちづくりを行っています。

自治会条例

目的

自治会が人と人との支え合いによる地域活動において果たす役割の重要性を踏まえ、自治会の持続可能性を確保することで誰もが身近な地域で共に支え合い、安全・安心に暮らすことができ、夢や希望をかなえることができるまちを実現し、将来の世代に継承することを目的としています。

本意

- 関係者は等しく地域社会を構成する一員であるという意識を持ちながら、連携・協働して地域活動を行います。
- 条例が目指すまちの実現に向けた自治会の役割の重要性や自治会が維持されるべき存在であることを関係者が認識・共有します。
- 地域住民の多様な価値観、自治会の自立性や地域特性等を尊重します。

自治会の役割

こんなことから始めてみよう

- 住民相互の親睦・交流の推進、地域の公共的課題の解決
- 身近な地域で支え合い安心して暮らせるまちの将来世代への継承
- 運営の透明性の向上、誰もが参加しやすい組織
- 住民の意向把握・反映
- 運営の効率化
- 他の関係者との連携・協働

- 子育て世帯や若者が参加しやすいイベントを開催してみよう
- SNSで地域の情報を発信してみよう

- 自治会の重要性等の理解
- 自治会への加入や活動への参加を通じた地域活動への参加

- 住んでいる地域の自治会について調べてみよう
- 地域のお祭りや清掃活動などに積極的に参加してみよう

- 自治会の重要性等の理解
- 自治会活動への積極的な参加、協力、協働による地域活動

こんなことから始めてみよう

地域活動団体及び非営利活動団体等の役割

- 自治会が開催しているイベントに積極的に参加してみよう

みんなの役割

事業者及び住宅関連事業者の役割

事業者

- 自治会の重要性等の理解
- 自治会活動への積極的な参加・協力
- 従業員の自治会加入及び活動参加への配慮

こんなことから始めてみよう

- 従業員や地域の自治会のニーズを聞いてみよう

住宅関連事業者

- 住宅入居者と地域住民の良好な近隣関係の保持
- 住宅入居者及び地域の自治会への必要な情報提供

こんなことから始めてみよう

- 住宅入居者や地域の自治会のニーズを聞いてみよう

市の役割

- 自治会の維持・活性化に関する施策を総合的に推進する責務
- 関係者間の連携が図られる環境整備
- 自治会への理解促進のための啓発
- 自治会からの相談対応や研修
- 自治会に依頼する際の負担への配慮
- 職員の自治会加入促進及び活動参加への配慮

ホームページで自治会条例について調べてみよう!

ホームページから自治会のPR動画がみられるよ!

右のQRコードからホームページへアクセスできます。



宇都宮市地域で支え合う自治会条例

令和7年4月1日施行

(目的)

第1条 この条例は、自治会が人と人との支え合いによる地域活動において果たす役割の重要性を踏まえ、自治会の維持及び活動の活性化に関する基本理念を定め、自治会、市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市の役割について明らかにすることにより、自治会の持続可能性を確保し、もって誰もが身近な地域で共に支え合い、安全にかつ、安心して暮らすことができ、夢や希望をかなえることができることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者をいう。
- (2) 公共的活動 市民その他の個人又は団体が協力して行う、共通する便益の増進につながる活動をいう。
- (3) 協働 互いに対等の立場で理解し、尊重し合いつつ、役割及び責任を担い合い、効果的に公共的活動に取り組むことをいう。
- (4) 自治会 町の区域その他市内の一定の区域に居住する者(以下「地域住民」という。)の地縁に基づいて形成された団体であって、地域住民相互の連絡及び交流、防災活動、環境美化活動その他の良好な地域社会の維持及び形成並びに地域住民の福祉の向上に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするものをいう。
- (5) 自治会の連合体 宇都宮市自治会連合会及び同会を構成する地区連合自治会をいう。
- (6) 地域活動団体 地域で自主的に公共的活動を行う地域ごとに形成された団体(第4号に掲げるものを除く。)をいう。
- (7) 非営利活動団体 自主的に公共的活動を行う団体であって、営利を目的とせず活動する団体(第4号及び前号に掲げるものを除く。)をいう。
- (8) 事業者 市内において事業活動を行う企業その他の団体(第4号、第6号及び前号に掲げるものを除く。)をいう。
- (9) 住宅関連事業者 事業者のうち、市内における住宅用地的開発若しくは販売又は住宅の建築、販売、賃貸若しくは管理(これらの行為を代理し、又は媒介する場合その他これらに類する行為を行う場合を含む。以下「住宅の建築等」という。)を業として行うものをいう。

(基本理念)

第3条 自治会の維持及び活動の活性化は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 自治会、市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市(以下「関係者」という。)は、等しく地域社会を構成する一員であるという意識を持ちながら、相互に連携し、及び協働して地域活動に取り組むこと。
- (2) 第1条に規定する目的を達成するために自治会が重要な役割を担っており、今後も維持されるべき存在であることを関係者が認識し、共有すること。
- (3) 地域住民の相互理解に基づき、地域住民の多様な価値観及び自主性を尊重するとともに、自治会の自主性及び自立性を尊重し、並びに地域の特性に配慮すること。

(自治会の役割)

第4条 自治会は、地域住民による民主的な運営の下、地域住民相互の親睦及び交流を推進するとともに、その地域における公共の課題の解決に努めることにより、誰もが身近な地域で共に支え合い、安全にかつ、安心して暮らすことができ、夢や希望をかなえることができることを目的とし、将来の世代への継承に努めるものとする。

2 自治会は、自治会に対する地域住民の理解を深め、自治会への加入及び活動への参加を促すため、その活動状況に関する積極的な提供等により、その運営の透明性の向上を図り、もって地域住民にとって分かりやすく、誰もが参加しやすい開かれた組織づくりに努めるものとする。

3 自治会は、自治会の維持及び活動の活性化を推進するため、地域住民の意向を的確に把握し、その活動に反映するとともに、運営の効率化や活動の適正化により役員等の負担軽減を図るよう努めるものとする。

4 自治会は、その活動を補い合い、又は深めるため、自治会の連合体、他の自治会、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市と連携し、及び協働して地域活動に取り組むよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、地域社会を構成する一員であることを認識し、地域活動における自治会の意義及び重要性について関心及び理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、自治会への加入及び自治会活動への参加を通じて地域活動に参加するよう努めるものとする。

(地域活動団体及び非営利活動団体の役割)

第6条 地域活動団体及び非営利活動団体は、地域活動における自治会の意義及び重要性について関心及び理解を深めるよう努めるものとする。

2 地域活動団体及び非営利活動団体は、その活動内容及び特性に応じ、自治会の活動に積極的に参加及び協力し、協働して地域活動に取り組むよう努めるものとする。

(事業者及び住宅関連事業者の役割)

第7条 事業者は、地域活動における自治会の意義及び重要性について関心及び理解を深めるよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業内容及び特性に応じ、自治会の活動に積極的に参加及び協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、従業員がその居住する地域の自治会に加入し、又はその活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。

4 住宅関連事業者は、住宅の建築等を行うに当たっては、次に掲げる取組を実施するよう努めるものとする。

- (1) 当該住宅の入居者(新たに入居しようとする者を含む。以下同じ。)と当該住宅が所在する地域の地域住民との良好な近隣関係の保持
- (2) 当該住宅が所在する地域の自治会に対する当該住宅の入居者の自治会への加入に資する情報の提供
- (3) 当該住宅の入居者に資する自治会への加入又は自治会の設立に資する情報の提供

(市の役割)

第8条 市は、基本理念にのっとり、自治会の維持及び活動の活性化に関する施策を立案し、総合的に推進する責務を有するものとする。

2 市は、地域活動の効果的な推進に向けて、関係者相互間の連携及び協働の促進が図られるよう必要な環境の整備を行うものとする。

3 市は、自治会に関する市民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者の関心及び理解を深めるとともに、自治会への加入及び活動への参加並びに協力を促進するため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

4 市は、自治会の維持及び活動の活性化に向けた取組が円滑に進むよう、自治会からの相談に応じるとともに、研修の実施、情報の提供及び助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

5 市は、施策及び事業の実施に当たり、自治会に協力を依頼する場合には、自治会の負担が過重なものとならないよう十分に配慮するものとする。

6 市は、職員に対し、その居住する地域の自治会への加入を促進し、及び活動に参加することに配慮するものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。



自治会に関するQ & A

Q. 自治会にはどうやって加入するのですか？

A. お住まいの地域の自治会長又は班長等の役員さんが窓口となります。役員さんについては、ご近所にお尋ねいただくか、会長にご連絡したい方は下記のお問合わせ先(宇都宮市自治会連合会事務局)までお問合せください。

Q. 自治会には必ず入らなければならないのでしょうか？

A. 自治会は、ごみステーションや防犯灯の管理、子どもや高齢者の見守りなど、みなさんが地域で安心して生活するための活動を行っています。自治会に加入することで、ご近所の方と顔見知りになり、災害時など「いざ」というときに助け合える関係づくりにもつながりますので、自治会への加入をおすすめします。良好な地域社会を維持するため子育て世帯向けのイベントや防犯パトロールなど、会員のニーズに応じた活動を実施している自治会もありますので、まずはお住まいの自治会について知ることから初めてみてはいかがでしょうか。

Q. 自治会費はどのようなことに活用されているのでしょうか？

A. みなさんの安全で安心な生活を維持するため、防災訓練をはじめ、ごみステーションや防犯灯、防犯カメラの設置・維持管理費用、地域の振興や親睦を目的としたイベントの開催のほかにも、福祉、防災、広報など、みなさんの暮らしに欠かせない様々な費用に活用されています。

お問合わせ先

パンフレット、
条例の内容に
関すること

宇都宮市市民まちづくり部 みんなでまちづくり課

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1-5 宇都宮市役所10階
TEL 028-632-2276 (8時30分~17時15分)
メールアドレス u2207@city.utsunomiya.tochigi.jp

自治会への
加入に
関すること

宇都宮市自治会連合会事務局

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1-5
宇都宮市役所10階 みんなでまちづくり課内
TEL 028-632-2289 (10時~16時)

